

松本市野球場、屋内練習場、グラウンド、冬季利用について

松本市野球場、屋内練習場、グラウンドの冬季の一部開放に関わる、施設予約調整会議を行います。
調整する期間に施設利用を希望される方は、調整会議参加にあたり、下記のとおり事前に申込書の提出が必要となります。

《利用期間》 令和3年12月4日～令和4年3月20日まで

(令和3年12月29日～令和4年1月3日は休場)

《対象施設》 野球場1塁側・3塁側屋内練習場及びグラウンド(天然芝以外)

《調整する期間》

屋内練習場 令和3年12月4日～令和4年3月20日までの土日祝日(第3日曜日除く)

グラウンド 令和3年12月4日～令和4年3月20日までの土日祝日(第3日曜日除く)

※申込みのなかった日・調整のつかなかった日及び上記以外の日は一斉予約での予約となります

《利用時間》

屋内練習場 8:30～12:30、13:00～17:00、17:00～21:00

グラウンド 8:30～12:30、13:00～17:00

※予約可能時間の上限は1チーム最大1日4時間までです

《注意事項》

○第3日曜日は一般開放日となりますので、申込みできません

○グラウンドは、次のことを禁止します

金具付きのスパイク使用・天然芝に入ること・試合・火気の使用・照明の利用

○午前・午後・夜間にまたがる予約はできません

○屋内練習場、グラウンドの併用はできません

《申込方法》

申込場所：松本市野球場窓口(午前8時30分～午後5時)

受付期間：令和3年8月1日(日)～8月6日(金)

申込方法：「松本市野球場屋内練習場及びグラウンド使用申請書」の提出

申込資格：松本市在住の高校生以上の方、またはその方が代表者となっている団体

※申込書提出の際、必ず身分証明書(住所等の確認できる免許証等)をご持参ください。

受付時にコピーさせていただきます。

※公的な身分証明書でない場合は、証明書等を2種類ご用意ください。住民票の写しは不可。

《調整会議》

日 時：令和3年8月10日(火) 午後3時～調整終了まで

場 所：松本市野球場 大会議室

参加資格：事前に「松本市野球場屋内練習場及びグラウンド使用申請書」を提出されたご本人様

《問い合わせ先》

松本市野球場 松本市浅間温泉1丁目9番1号

TEL 0263-46-5555

FAX 0263-75-3727